

西宮市青少年地域活性化支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1 条 西宮市内において地域に根ざした活動を行う青少年層により組織された団体が行う、地域への貢献や活性化に寄与する事業を支援することにより、次世代の担い手を育成し、もってコミュニティ活動の推進及び地域の活性化を図ることを目的とする。

(補助対象団体)

第2 条 西宮市内で地域に根ざした活動を行っており青少年層により組織された以下の要件を満たす団体とする。

- (1) 団体の組織が明確であり、意思決定が適切に行われていること。
- (2) 代表者及び主たる事務所を定めていること。
- (3) 団体の定款、規約又は会則等に構成員は青少年層であることが明記されていること。
- (4) 構成員が10人以上であること。
- (5) 会計に関する帳簿類の整理を行っている等、団体の会計・経理に関する事務を適切に行える体制があること。

(補助対象事業)

第3 条 第1条の目的により補助対象団体が主催し、かつ地域への貢献及び活性化に寄与するために実施する事業とする。

(補助対象経費)

第4 条 本補助金の対象経費は、前条に規定する事業の実施に要した以下の経費とする。

- (1) 諸謝金
- (2) 旅費
- (3) 消耗品費

(4) 燃料費

(5) 印刷製本費

(6) 通信運搬費

(7) 傷害保険料

(8) 使用賃借料

(補助金額)

第5 条 補助金額は、1 事業あたり 5 万円を限度とする。ただし、予算の範囲内で補助するものとする。

(実施時期)

第6 条 補助対象事業は、当該年度の 3 月 31 日までに実施する。

(交付時期)

第7 条 補助金の交付は、事業完了後とする。ただし、事業の内容により必要な場合は、概算払とすることができます。

(交付手続)

第8 条 補助金の交付手続は、この要綱に定めるもののほか、補助金等の取扱いに関する規則（昭和 57 年西宮市規則第 81 号）に定めるところにより行う。

2 規則第 7 条第 4 号に規定する書類は以下のとおりとする。

(1) 申請団体の定款、規約又は会則等

(2) 申請団体の構成員名簿

(3) 申請団体の当該年度の予算書

(4) 申請団体の当該年度の事業計画書

3 規則第 1~4 条第 2 号に規定する書類は以下のとおりとする。

(1) 拠助対象事業の報告書

(2) 拠助対象経費にかかる領収書等の原本又は写し。

付 則

1 この要綱は、平成22年1月1日から実施する。

2 この要綱は、西宮市拠助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。

付則

この要綱は、平成24年6月1日から実施し、平成24年度に交付する拠助金より適用する。

付則

この要綱は、平成26年6月1日から実施する。

付則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。